

≪改正保険業法対応≫ 「体制整備」の豆知識 (Vol.4/H28.2.22)

豆知識 Vol.4 をお届けします。今回は、「自己点検・内部監査」に関する Q&A です。

Q1 【内部監査体制（1）】

今後、代理店は自ら自己点検等の監査を行う体制整備が必要とされていますが、その目的と趣旨を教えてください。

A1 改正保険業法の狙いの一つは、代理店・保険募集人の「自立と自律」の要請にあります。その観点で、自代理店のルール遵守状況を、代理店自ら主体的にチェックすることは最も象徴的で重要な改定点となります。

これまででは保険会社の主導の下で監査が行われてきましたが、今後は自店の経営管理の一環として、自ら業務遂行状況をチェックし、問題があれば改善を図るサイクルの構築が求められます。

監査のポイントについては、現時点では、保険募集人向けの「保険検査マニュアル」は発信されていませんが、保険会社向けの現行マニュアルでは、以下の 6 項目が検査のポイントになっています。下記のうち、⑤・⑥が保険業法改正対応項目となります。

- ① 経営管理（ガバナンス）体制
- ② 法令遵守等（コンプライアンス）管理体制
- ③ 保険募集管理体制
- ④ 顧客保護等管理体制
- ⑤ 募集人教育管理指導體制
- ⑥ ITオペレーショナル・リスク管理体制

勿論、全ての代理店が、保険会社と同レベルの体制整備を求められるわけではなく、その規模や業務特性に応じたものでいいことになっていますので、網羅的な監査が必須となるわけではありません。

大事なことは、自己点検等を各募集人任せにすることなく、営業部門とは分離した内部管理担当者、または、小規模代理店の場合などは経営者自ら行うことが必要です。「牽制機能」と「課題発見」が出来る体制作りが求められていますので、自店の状況に応じて、どのような体制にするか、具体的に決める必要があります。

Q2【内部監査体制（1）－2】

自己点検といっても具体的にどうすればいいのですか？

代理店にも内部監査部門が必要なのですか？ 誰が点検を行うのですか？

A2 A1 記載の通り、自社として定めた各種ルールが適正に守られ、運用されているか、代理店自身が主体的・自律的に自己チェックを行うことが必要です。

具体的には、損保協会の標準ひな形を踏まえて各保険会社が提供する「自己点検チェックリスト」や、保険会社の代理店点検や監査の時に提供される「自主点検シート」などを活用し、定期的に自己点検を行うことがミニマムレベルの対応となります。

点検の結果、不備があれば直ちに改善策を講じるとともに、その経緯を記録し、保存することが必要になります。

点検サイクルの定めは特にありませんが、最低年 1 回の実施は必要です。保険会社の監査の際と一緒に実施することも考えられます。勿論、上期・下期の年 2 回、4 半期毎の年 4 回、あるいは、毎月であっても構いません。形式に流れるのではなく、各代理店の実態に応じて、PDCA サイクルがしっかりと機能するように計画を立てて実施することがポイントとなります。

なお、所属保険会社には関係ない代理店独自業務、例えば、「推奨販売・比較説明」や「フランチャイズ事業」などを行っている場合は、代理店独自の点検項目を立てて自己監査を実施する必要がありますので注意して下さい。

次に、点検・監査を誰がやるか、という点についても特にルールはなく、代理店の規模や業務特性に応じて実践的な仕組みをつくることとなります。従って、全ての代理店に内部監査部のような独立した組織が必要ということではありません。代理店主自ら募集人の教育・管理・指導ができる規模であれば、店主自身が監査を実施しても構いません。勿論、社員数が多い、or 多店舗展開していて店主だけでは目が届かないといった場合などは、店主とは別に内部監査の責任者を立てる（業務担当の役員、支店のマネージャー、事務統括の女性社員など）、あるいは、専任部署（内部監査部等）を設ける、外部の専門会社に委託する、といったことも必要になる場合があります。

国内の専業代理店の多くは管理スパンが限定的ですので、店主自身が点検者となるケースが多いと思われませんが、いずれにしても、上記はミニマムラインであり、更にレベルの高い自主監査を目指すことは望ましい対応と言えます。各代理店、それぞれ置かれている状況は異なると思いますが、監査の実効性確保が重要であることを念頭において、自社に相応しいチェック体制を構築していただきたいと思います。

（担当：日本創倫株式会社 専務取締役 IC オフィサー 事業部長 風間 利也）

【配信：日本代協事務局】